菊陽町　介護保険の福祉用具購入費支給の流れ

介護保険制度を利用して福祉用具を購入するときは、事前確認申請が必要です。購入したあとに申請をされても、助成対象にはなりませんのでご注意下さい。

1　要介護認定を受ける

介護保険の認定申請を行い、要介護認定（要支援もしくは要介護）を受ける必要があります。

2　福祉用具購入について介護支援専門員（ケアマネジャー）等に相談する

購入者、ケアマネジャー、販売業者等との間で**福祉用具の内容を十分に検討**してください。原則として必要最低限の機能を備えたグレートの福祉用具を選択していただきます。

3　事前確認申請（審査）

菊陽町介護保険課介護保険係に必要書類を提出し確認を受ける。
※書類の準備・提出等はケアマネジャーが行います。

◆提出書類◆
①福祉用具購入費支給申請書（写し）
　支払い方法により「受領委任払用」と「償還払用」があります。
②理由書　　③見積書　　④製品カタログの写し
⑤ケアプラン　　⑥福祉用具購入について
その他、場合によって必要な書類が有る場合は個別に依頼します。

町で福祉用具購入内容の審査・決裁を行います（１週間～１０日程度）
※このとき、内容に不明な点や疑義等があった場合は、再検討の依頼等を行うことがあります。

4　承認

事前確認申請で問題がなければ町からケアマネジャーへ承認の電話連絡を行います。
ケアマネジャーは販売業者に購入を依頼します。

5　福祉用具の購入

①　受領委任払いの場合、購入者は負担割合に応じた金額を販売業者へ支払う（事前に業者と町で契約が必要）。給付分は、町から販売業者へ支給します。
②償還払いの場合、購入者は購入費用全額を支払い、後日町から給付割合分の金額の支給を受ける。

6　福祉用具購入費支給申請書の提出

介護保険課介護保険係に必要書類を提出する。
◆提出書類◆
①福祉用具購入費支給申請書（原本）
②利用者が負担した金額の領収書

7　支給額の決定・指定口座への振込

介護保険課から販売業者、または購入者へ決定通知が送付されますので確認してください。
※支給までには支給申請書を提出してから約２～３ヶ月程度かかります。

問合せ先◆菊陽町介護保険課介護保険係　TEL　０９６－２３２－２５０８